

独立行政法人水資源機構分任契約職
長良川河口堰管理所長
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 長良川河口堰鉄塔強度検討業務
- 2 業 務 場 所 三重県桑名市長島町十日外面136番地 長良川河口堰管理所
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和6年5月31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 機構における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)見 積 書 提出期限 **令和 6 年 2 月 2 6 日 17:00 まで**
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_nagara@water.go.jp
 - 5)質 問 書 提出期限 **令和 6 年 2 月 1 9 日 17:00 まで**
※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。
 - 6)見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和6年2月27日 17:00 まで**とします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

長良川河口堰鉄塔強度検討業務

仕様書

令和6年2月

独立行政法人水資源機構
長良川河口堰管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注する「長良川河口堰鉄塔強度検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務場所

三重県桑名市長島町十日外面136 独立行政法人水資源機構長良川河口堰管理所

2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

1. 打合せ協議（業務着手時、成果品納入時） 1式（各1回）
2. 通信用鉄塔耐震強度検討（再強度計算） 1式

第3節 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和6年5月31日までとする。

第4節 業務数量

業務数量は、別紙1「数量総括表」のとおりである。

第5節 調査職員

1. 本業務に先立ち発注者は、次に掲げる権限を有する調査職員を定め、書面によりその氏名を受注者に通知するものとする。調査職員を変更したときも同様とする。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の担当技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の担当技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
2. 調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行うものとする。

第6節 担当技術者

1. 本業務に先立ち受注者は、担当技術者を定め、その氏名を発注者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。
2. 担当技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3. 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを担当技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

第7節 提出書類

受注者は、次に掲げる書類を作成し、調査職員に提出するものとする。

提出書類名	部数	提出期限	摘要
強度検討報告書	1部	履行期間完了まで	

第8節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - (1) 長良川河口堰通信制御設備詳細設計業務 報告書（平成5年2月）
 - (2) 長良川河口堰無線鉄塔製作据付工事 完成図書（平成6年2月）
 - (3) その他、調査職員が必要と認めた資料
2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記1. に定める以外の資料が必要となった場合は、調査職員と協議するものとする。

第9節 照査技術者

1. 本業務は、照査技術者による照査の実施を行う対象業務である。
2. 本業務の照査技術者は、次のいずれかの資格又は実務経験を有する者とする。
 - (1) 次に掲げる部門の技術士又は当該者となる資格を有する者
 - ・【建設部門】：「鋼構造及びコンクリート」
 - ・【電気電子部門】
 - (2) 次に掲げる部門のRCCM又は当該者となる資格を有する者
 - ・【鋼構造及びコンクリート部門】
 - ・【電気電子部門】

第10節 情報の漏洩、窃用等の対策

1. 本業務の履行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。
2. 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた情報については、業務完了後又は業務履行期間中において発注者から返還を求められた場合、社内情報を削除し、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した情報についても同様とする。

第11節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務目的

本業務は、既設通信用鉄塔において、最新の基準等に基づく強度が確保されているか確認することを目的とする。

第2節 設計条件

設計条件は、次のとおりとする。ただし、設計条件は業務の進捗、関連設備との関係により変更することがある。

1. 強度検討は「通信用鉄塔設計要領・同解説、通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説、通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説（令和3年版） 一般社団法人 建設電気技術協会、一般財団法人 日本建築防災協会」に基づいて計算するものとする。
2. 既設通信用鉄塔の諸元は別紙2「通信用鉄塔 諸元」のとおりとする。
3. 空中線は、別紙2「通信鉄塔 諸元」に示す現状搭載されているものを対象とし、備考欄に記載するものを除き将来計画は考慮しないものとする。
4. 建物屋上型鉄塔の建物の強度検討は別途とし、本業務の対象外とする。

第3節 業務内容

本業務における業務内容は、以下のとおりとする。

3-1 打合せ

本業務の履行にあたり、次の段階において調査職員と打合せを実施するものとする。

業務着手時	1回
成果品納入時	1回

3-2 通信用鉄塔強度検討（再強度計算）

1. 設計条件の確認・鉄塔強度計算

本業務における貸与資料を基に、最新の基準等に基づく鉄塔強度に関する再計算を実施し、既設鉄塔の強度が基準等を満たしているか確認を行うものとする。また、基準を満たしていない場合は基準等を満たすために必要となる補強等の提案を行うものとする。

2. 照査

設計条件の確認・鉄塔強度計算の結果を照査するものとする。なお、照査は第1章第9節に示す資格のいずれかの有資格者が行うものとし、照査結果を強度検討報告書に合わせて提出するものとする。

3-3 報告書の作成

通信用鉄塔強度検討（再強度計算）の結果を強度検討報告書として取り纏めを行うものとする。なお、提出部数は1部とする。

第4節 業務上の留意事項

本業務の業務上の留意事項は、以下のとおりとする。

1. 本業務に適用した基準等は、「出典先」を報告書に記載するものとする。
2. 強度検討に当たっては、「(1) 適用基準 (2) 設計条件 (3) 計算式及び計算結果」等、順を追って確認出来るようとりまとめるものとする。
3. 貸与資料の報告書を引用する際は、出来るだけコピーを添付又は引用ページを記載するものとする。

長良川河口堰鉄塔強度検討業務 数量総括表

工種	単位	数量	摘要
打合せ	式	1	
業務着手時	回	1	
成果品納入時	回	1	
通信用鉄塔強度検討（再強度計算）	式	1	
設備条件の確認・鉄塔強度計算	式	1	1基分
照査	式	1	1基分
報告書作成	式	1	
強度検討報告書	部	1	

通信用鉄塔 諸元

用途 通信用
 設置場所 三重県桑名市長島町十日外面 1 3 6
 架構形式 自立式四角断面トラス鉄塔（鋼管）
 設置年月 平成 6 年 2 月（1 9 9 4 年 2 月）
 鉄塔高さ 1 7 . 8 m ※ 避雷針高を除く
 根開き 3 . 3 0 (m) × 3 . 3 0 (m)
 接合 ボルト接合
 表面処理 溶融亜鉛メッキ
 基礎形式 局舎上（建物屋上型）
 局舎高さ 1 8 . 0 m
 空中線搭載数 パラボラアンテナ 6 基、八木アンテナ 3 基

空中線	規格等	搭載高さ	単位	数量	備考
長島北向け	2mφ R付 326.03° (N)	GL+35.0m	基	1	FWA 化予定
菰野向け	3mφ R付 248.1° (N)	GL+35.0m	基	1	
桑名向け	2mφ R付 247.07° (N)	GL+30.0m	基	1	FWA 化予定
前山向け	3mφ R付 143.8° (N)	GL+35.0m	基	1	
	3mφ R付 143.8° (N)	GL+30.0m	基	1	
馬飼向け	3mφ R付 358.0° (N)	GL+30.0m	基	1	
テレメータ用	400MHz 帯 5EL 八木	GL+37.5m	基	2	
移動無線用	150MHz 帯 5EL 八木	GL+41.0m	基	1	

付属設備 避雷設備、昇降設備、中間踊場、垂直ケーブルラック

FAX: 0594-42-5020

(独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所 総務課 契約担当あて)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
長良川河口堰管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和6年2月14日に交付された(件名)長良川河口堰鉄塔強度検討業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。